

## 地域生活支援拠点について

### 1 拠点整備の目的

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図ります。

### 2 整備に係る基本的考え方

障がい者の高齢化・重度化や、親なき後を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者のニーズ、既存の障がい福祉サービス等の状況、地域における個別の状況に応じ、関係機関等が参画して検討を進めることとします。

### 3 始良市障がい福祉計画における位置づけ

国や県の障害福祉計画を踏まえ、第6期始良市障がい福祉計画において、障がい福祉サービスの充実として「令和5年度末までに地域生活支援拠点等を1か所以上確保することを目標とします。」としています。

### 4 求められる機能

必要な地域支援機能として、次の項目が挙げられています。

#### ①相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

#### ②緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### ③体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### ④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

### ⑤地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

## 5 整備の手法

地域の抱える課題に応じて、居住支援機能（グループホームなど）のほか、地域支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れなど）を整備する手法としては、基本的に次のものがあります。

①グループホーム又は障害者支援施設等に地域支援機能を集約して整備する

⇒「**多機能拠点整備型**」

②地域において複数の機関が連携し、居住支援と地域支援機能の役割を分担して担う

⇒「**面的整備型**」

※イメージ図（別紙）